

史跡坂本城跡保存活用計画策定支援業務委託 仕様書

1. 件名

史跡坂本城跡保存活用計画策定支援業務

2. 業務目的

本業務は、次の事項を目的とする。

- (1) 史跡坂本城跡の本質的価値とその構成要素の明確化
- (2) 史跡坂本城跡に関する適切な保存と活用方法の明示
- (3) 史跡坂本城跡を後世に伝えていくための基本計画である「史跡坂本城跡保存活用計画」の策定

3. 適用

本業務は、本仕様書以外に次を参考に実施し、文化庁が示す指針等に沿った計画となるように行うこと。

- (1) 『史跡等整備のてびき』平成 17 年 6 月 文化庁文化財部記念物課監修
- (2) 『石垣整備のてびき』平成 27 年 1 月 文化庁文化財部記念物課監修
- (3) 『文化財保護法に基づく保存活用計画の策定等に関する指針』令和 5 年 3 月 文化庁

4. 業務の内容

(1) 対象区域

業務内容の対象区域は、史跡坂本城跡指定範囲及び坂本城跡推定範囲とし、必要に応じて関連区域も含むこと。

(2) 業務内容

①業務計画の立案

②を勘案し、業務の進め方、関係協議事項、行程スケジュール等の計画を立案する。

②資料の収集・整理及び現状把握

保存活用計画素案策定にあたり、既存文献資料を収集・整理を行う。また、これまでの各種調査成果、遺構の分布状況、経緯及び現地状況を確認し、史跡とその周辺の自然的、歴史的、社会的環境条件を把握する。

また、対象区域に関する関係法令や上位計画等を必要に応じて参照し、逸脱のないよう留意する。

③本質的価値の抽出

②について解析、評価を行ったうえで、史跡坂本城跡の本質的価値を明確にし、構成要素案を抽出する。また、保存活用計画素案を策定するにあたっての課題等を取りまとめる。

④方向性の提案

明確化した価値を評価・整理し、史跡の各構成要素の取り扱いに関わる基本的事項並びに方針案を取りまとめる。

⑤保存活用と整備に関わる基礎的事項と方針の提案

史跡指定地を含む坂本城跡推定範囲について地区分け（ゾーニング）を行い、現状変更基準、追加指定や保護・保全対策を含む整備・活用や管理・運営の方法と方向性を定める。

⑥保存活用計画書のとりまとめ

史跡の構成要素ごとの保存活用並びに整備のあり方、及び実施計画、経過観察の方向性を保存活用計画書としてまとめる。

⑦検討会議の開催支援

保存活用計画素案の策定に係る検討会議の開催支援を行う。開催支援は、検討会議における事前資料、検討会議資料の作成を行う。また、検討会議には発注者の補助として参加し、検討会議の議事録作成、検討結果のとりまとめ等を行う。

※検討会議の開催は令和8年度に2回、令和9年度に4回実施する。

5. 委託期間

(1) 令和8年度 契約締結日から令和9年3月31日まで

(2) 令和9年度 令和9年4月1日から令和9年12月17日まで

6. 成果物

本業務で作成された成果物やデータの著作権及び所有権は、本市に帰属するものとする。

(1) 令和8年度

・検討会議資料や議事録 A4版 2部

※簡易製本可。

(検討会議の内容)

1回目 開催時期：令和8年10月

内 容：基礎資料整理、概要のとりまとめ、現地調査

2回目 開催時期：令和9年2月

内 容：本質的価値のとりまとめ、現状と課題の抽出

(2) 令和9年度

・検討会議資料や議事録 A4版 2部

※前年度に作成したものと統合して作成すること。

(検討会議内容)

3回目 開催時期：令和9年4月

内 容：基本方針の策定

4回目 開催時期：令和9年6月

内 容：保存管理と現状変更の取り扱い

5回目 開催時期：令和9年8月

内 容：活用と整備、運営計画の整理

6回目 開催時期：令和9年11月

内 容：パブリックコメント（令和9年10月予定）後の最終調整

・業務報告書 紙 2部

・業務報告書 電子データ DVD2枚

・本事業に伴い作成した図面等 一式

・「史跡坂本城跡保存活用計画書」原稿データ DVD2枚

※想定はA4版、150ページ程度であり、レイアウト等については発注者及び受託者で協議の上、決定する。

※納品後、発注者にて印刷を行うため、Adobe社 Indesign を用いて原稿データを作成すること。

・「史跡坂本城跡保存活用計画書（概要版）」原稿データ DVD2枚

※概要版は保存活用計画書の内容を4ページでまとめたものとし、ホームページ等での公開を前提としていることから、レイアウト等に気を付けること。

7. 納品場所

大津市市民部文化財保護課（大津市御陵町3番1号 市役所別館2階）

8. その他

(1) その他、本仕様書に定めのない事項は、発注者と受注者で協議の上、決定すること。

(2) 本契約に係る義務の履行を第三者に委託し、この契約に係る権利を第三者に譲渡し、又はこの契約に係る義務を第三者に承継させてはならない。本業務の一部を再委託する場合は、予め本市の承諾を得ることとする。